

令和7年度社会活動活性化促進事業業務委託の公募にかかる説明書

1 委託業務の概要

- (1) 委託業務名
令和7年度社会活動活性化促進事業業務委託
- (2) 委託業務の内容
令和7年度社会活動活性化促進事業業務委託仕様書のとおり
- (3) 委託期間
契約締結日から令和8年1月30日（金）
- (4) 見積限度額
金6,644,000円（うち消費税及び地方消費税604,000円）
※ なお、この金額は事業の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意してください。

2 参加者の資格に関する事項

以下のすべての要件を満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格があること。また、資格がない場合でも過去に茨城県又はチャレンジいばらき県民運動が発注する業務において実績があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 茨城県内に事業所を有する者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から第3号までに規定する者でないこと。

3 企画提案書の提出手続き

(1) 提出物

- ① 企画提案提出書（様式第1号）
- ② 資格要件に係る申立書（様式第2号）
- ③ 企画書（任意様式A4版）

別添の業務委託仕様書の内容を踏まえたうえで、以下の内容を有する企画案を提示すること。

提案項目	提案事項
1 実施方針	・本事業に対する基本的な考え方、取組方針
2 実施体制	・職員の配置（人員体制）
3 実施内容	・業務委託仕様書における実施計画案 ・セミナーカリキュラム案及び想定する講師

	<ul style="list-style-type: none"> ・受講者の理解促進に向けた工夫点 ・その他、参加者独自の提案項目
4 業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の同種又は類似業務の実績

- ④ 見積書
- ⑤ 法人等概要（法人等の概要を説明したパンフレット・リーフレット等）

(2) 提出部数

- ・①、②、⑤については1部提出すること。
- ・③、④については、社名等を記載したものを1部、社名等部分を記載しないものを5部提出すること。

(3) 提出期限

- ・令和7年4月11日（金）午後5時必着
- ・持参又は郵送（送信記録が残るもの）により提出してください。

〔提出先〕

〒310-0011

茨城県水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎2階

チャレンジいばらき県民運動 事務局

電話 029-224-8120

FAX 029-233-0030

E-mail info@challenge-ibaraki.jp

4 プレゼンテーション
実施しません。

5 業務委託者の選定

(1) 選定方法

チャレンジいばらき県民運動において、提出された企画書を(2)の評価項目に基づき、審査したうえで決定します。

(2) 企画提案内容を審査するための評価項目

企画提案力	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容の的確性 ・提案内容の実現性
運営力	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制の妥当性 ・同種又は類似業務の実績
経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・見積金額の妥当性

(3) 審査結果の通知

- ① 審査結果は、審査委員会終了後に通知します。
- ② 審査の内容については一切公表しません。
- ③ 結果についての異議申し立ては一切認めません。

(4) 業務委託の方法

チャレンジいばらき県民運動は上記に基づき選定した事業者（1社）と、

必要に応じて提案内容の見直しを行います。

その後、再度見積書を徴し、見積金額が事務局作成の予定価格の制限の範囲内であった場合において、委託契約を締結します。

当該業務の契約に際しては、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）に準じ、受託者は契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約と同時に納付しなければなりません。ただし、同規則第138条第2項第6号に該当すると認める場合（※）は契約保証金を免除します。

※ 随意契約で、契約の相手方が契約の履行しないこととなるおそれがないとき。

(5) その他

- ① 提出された企画書等は返却しません。
- ② 企画書の作成にかかる費用はすべて事業者の負担とします。

6 説明書の内容に関する質問

(1) 質問の受付

本説明書の内容に関する質問等については、簡易なものを除き、質問書（様式第3号）を担当部局へ持参、もしくは電子メール又はFAXにて提出してください。

なお、電子メール又はFAXによる場合は電話により届いていることを確認してください。

※質問受付期限 令和7年4月4日（金）午後4時（必着）

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、電子メール又はFAXにより質問者に回答します。
なお、企画提案書の審査にかかる質問には回答できません。

7 担当部署

〒310-0011

茨城県水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎2階

チャレンジいばらき県民運動 事務局

電話 029-224-8120

FAX 029-233-0030

E-mail info@challenge-ibaraki.jp